ご存知ですか？

令和8年4月改訂

声のライブラリー

浜松市立図書館では、視覚障がい、その他の障がいにより視覚による表現の認識が困難な方への読書支援を目的に「声のライブラリー」を設置し、録音図書・点字図書の製作および貸出を行っています。

「声のライブラリー」をご活用いただき、楽しみのひとつに「読書」を加えてみませんか？

録音図書・点字図書の貸出

- 録音図書・点字図書を合わせて1人6タイトル、1ヶ月（31日間）借りられます。（郵送期間を含む）
- 貸出は原則として郵送で行います。
  身体障害者手帳を持つ視覚障がい者への郵送は第四種郵便による発送とし、送料は無料です。
  その他の利用者は窓口での貸出、または有料での郵送になります。

デイジー図書再生機器の貸出

デイジー図書再生のための機器の貸出を行っていますので、お問い合わせください。

■利用できる人■

県内在住で、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳または医師の診断書等により、視覚障がい者等である（活字のままでは本を利用できない）と中央図書館長が認めた人。

■利用申し込み・登録方法■

城北図書館「声のライブラリー」へお問い合わせください。
浜松市立図書館のホームページにも掲載しています。

◀ この二次元コードから、浜松市立図書館ホームページ「声のライブラリー」へアクセスできます。

【声のライブラリー以外のサービス】 ボランティア団体の活動として、以下のサービスも行っています。

定期刊行物の発行
利用者向けの広報を発行しています。

浜松市の情報など
広報はままつの音訳版、市議会だよりの音訳・点訳版、選挙公報の音訳版を製作しています。

プライベートサービス
取扱い説明書や個人資料などの音訳・点訳のご相談に応じます。

対面朗読
ご相談ください。

★ご不明な点はお気軽にお問い合わせください★

声のライブラリー直通　TEL 053-474−1736
浜松市立城北図書館　TEL 053-474−1725　FAX 053-474−7530